

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

現行制度

○ 以下の設備投資が対象。

- ・ 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備。

※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。

※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

○ 生産性革命・集中投資期間(平成30年度～令和2年度)に限定。

対 応

○ 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。

- ・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。
- ・ 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。

※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

○ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合。